

新型コロナウイルスへの対応に関する基本方針（第6信）

～4/27 熊本県知事及び熊本市長からの休業要請を受けての基本方針～

学校法人九州ルーテル学院
理事長 福田 邦子

九州ルーテル学院は、4月27日（月）熊本県知事から要請された新型コロナウイルス感染拡大防止に係る休業期間を5月31日（日）まで延長することに鑑み、また、学生・生徒・園児・教職員の安全と健康、感染の拡大防止のため、教職員も極力在宅勤務等を取り入れ、感染拡大の防止に努めることにいたします。

具体的な方針につきましては、以下ご確認ください。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大は日々状況が変化しており、対応も日々変更されています。何卒、ご理解、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 各部門の方針

- (1) 大学：学生は休業要請を受けた日から、5月31日（日）まで「原則」として入構を禁止します。
5月7日（木）から5月31日（日）までの期間は「インターネットを活用したオンライン授業」遠隔授業を実施します。詳しくは以下↓ご参考ください。
<https://www.klc.ac.jp/covid19/2020/04/2020-2.php>
- (2) 中高：休校期間を5月31日（日）まで延長することとします。
臨時休校期間中の登校日については、必要に応じて随時行います。
詳細につきましては、一斉メール、HPにてお知らせします。
授業については、学習支援の一環として、MetaMoji ClassRoom（リアルタイム授業支援アプリ）を使って配信等行う予定です。
- (3) こども園：自粛要請を受けた日から、5月31日（日）まで自主登園としています。
- (4) 保育園：自粛要請を受けた日から、5月31日（日）まで登園自粛をお願いしています。
- (5) 職員：「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指し、時差出勤、在宅勤務等の対策を取り対応しています。

2. 教職員の勤務についての基本方針（変則勤務の教職員含む）

- (1) それぞれの部門において3つの密（密閉、密集、密接）の防止に留意し、今まで以上に出勤の7割削減を心がけてください。※シフト勤務、在宅勤務、時差出勤等の工夫

など

- (2) 在宅勤務をする場合は、各所属長の指示に従い実施してください。
- (3) 在宅勤務にあたり在宅勤務申請・報告書を提出する教職員は、所定の様式に必要な事項を記入し事前に所属長に申請してください。事前申請及び事後報告によって通常勤務したこととみなします。事前申請・事後報告のない場合は、欠勤扱いとなる場合がありますのでご注意ください。
- (4) 在宅勤務をした場合、年次有給休暇取得、振替休日取得等と区別するため、毎月のタイムカードもしくはタイムカード打刻リストに不在理由を明記してください。
- (5) 年次有給休暇及び振替休暇の積極的な取得を奨励します。
- (6) 業務全般において緊急性がないものについては極力延期してください。

3. 熊本県からのお知らせ

大型連休に入りましたが、以下、熊本県からのお知らせをご留意しお過ごしください。

九州地方知事会から熊本県の皆さんへのお願い

新型コロナウイルス感染拡大を食い止めるために、次の3点の徹底を、強くお願いします。

- (1) 県境を越えた不要不急の移動を絶対にしない
- (2) 接触機会を8割減らすため、不要不急の外出・会合などを自粛する
- (3) 日常生活における、買い物や散歩でも、「3つの密」を避ける

4. 学院関係者の皆さまへ

- (1) 本学院への不要不急の訪問は、自粛対象期間中は原則、お断りをさせていただきますのでご了承ください。やむを得ず、訪問が必要な場合は、個別にご相談ください。
- (2) 学食の使用については、5月31日(日)まで閉鎖いたします。

5. 新型コロナウイルスに関連する教職員休業の措置

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、「就業規則」第25条(特別休暇)第2項第4号の「感染症予防法による交通遮断又は隔離」及び第5号の「非常災害を受けたとき」を準用し、下記の場合、特別休暇扱いとします。

- (1) 教職員が罹患し、学院が休ませる場合
※感染がわかった場合は速やかに連絡ください。

(2) 感染が疑われる教職員を、学院が休ませる場合

※以下の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センター(以下(8))にご相談ください。

- ・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合 高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が 2 日程度続く場合

(4) 感染者が発生し、それ以外の教職員を休業させる場合

(5) 濃厚接触者として、それ以外の教職員を休業させる場合

(6) 小学校等の一斉休校により子どもの面倒を見るため、教職員が出勤

できない場合（小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園等）

※小学校等が臨時休業等をしたことを確認出来る書類が必要です。

※既に年次有給休暇で処理されている場合も、上記に該当する場合は特別休暇に振替えることができます。

※出校後、所定の「休暇請求書」に出勤できない状況を補足する資料を添えて申請してください。

(7) 発熱などがある教職員の自主休業

- ・通常の風邪などで休む場合と同様に、年次有給休暇として処理。
- ・但し、学校が休ませる場合は、特別有給休暇として処理。要休暇請求書申請

(8) 熊本市感染症対策課 新型コロナウイルス感染症相談電話について（ご案内）

上記 2. の症状がある方は以下までご相談ください。

【24 時間】 熊本市新型コロナウイルス感染症の相談電話の開設について

（熊本市感染症対策課ホームページより）

熊本市では、新型コロナウイルス感染症に伴う相談体制を強化するため、以下のとおり専用の電話回線を開設しております。

熊本市相談窓口では、新型コロナウイルス感染症についてのご相談、および「帰国者・接触者相談センター」として、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関（帰国者・接触者相談外来）の受診調整を行います。

①専用電話番号 ☎096-364-3222 、 ☎096-372-0705

②開設日 令和 2 年（2020 年）1 月 30 日（木）～

③開設時間 平日 午前 00 時 00 分～午後 24 時 00 分 （24 時間対応）
土日祝 午前 00 時 00 分～午後 24 時 00 分 （24 時間対応）

④対応内容 ・新型コロナウイルス感染症に関する相談
・新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関（帰国者・接触者相談外来）の受診調整

※新型コロナウイルス感染症についてご不明な点等ございましたら、
お気軽にご相談ください。
熊本市以外にお住まいの方につきましては、管轄の保健所等へのご相談をお願いいたします。

6. 適切な感染防止対策の基本方針

- (1) 発熱者等の学校等への入校防止
 - ①教職員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の教職員の出勤を停止
 - ②来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入校を制限
- (2) 3つの「密」(密閉、密集、密接)の防止
 - ①施設利用の際の入場制限、行列を作らないための工夫や列間の確保(約2M)
 - ②換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
 - ③密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
- (3) 飛沫感染、接触感染の防止
 - ①教職員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの施行
 - ②校内・事務所内の定期的な消毒
- (4) 移動時における感染の防止
 - ①ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
 - ②教職員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
 - ③出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限